

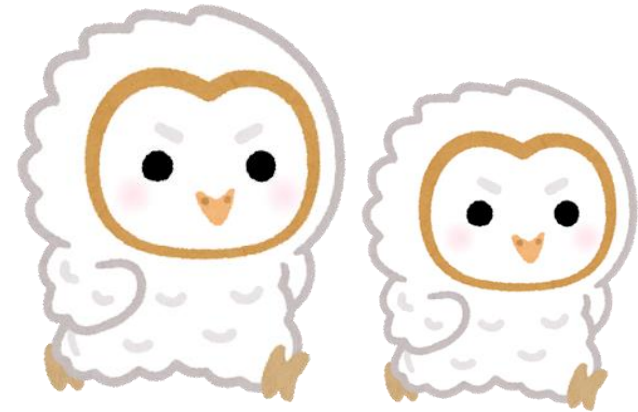
就労選択支援

令和6年度 集団指導

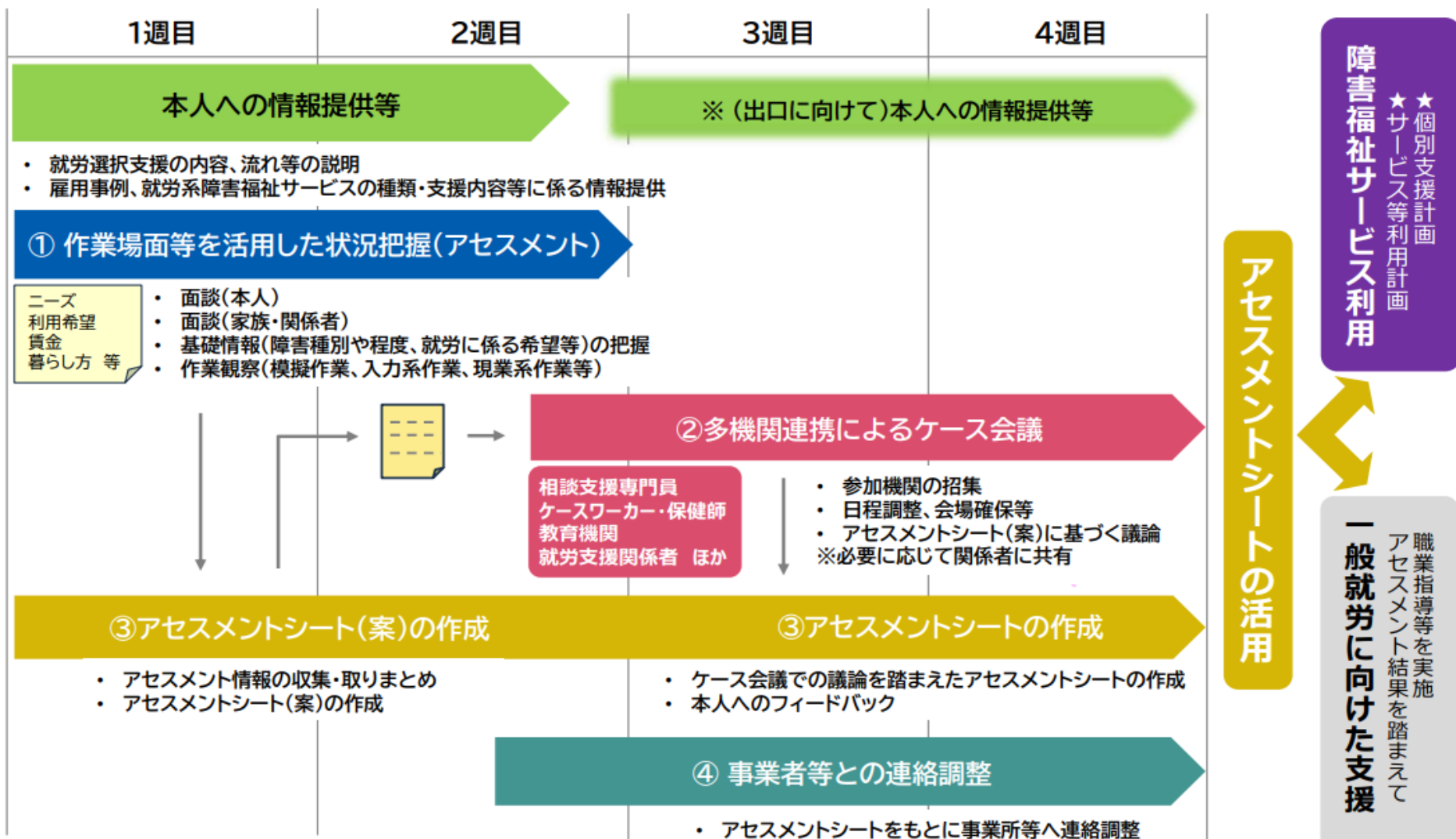
就労選択支援とは

障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう
就労アセスメントの手法を活用して、
本人の希望、就労能力や適正等に合った選択をする事業。

⇒ 令和7年10月スタート！



就労選択支援サービスの流れ（標準1か月イメージ）



対象者

就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する者及び
現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している者。

※令和7年10月～

就労継続支援B型の利用申請前に、原則として就労選択支援を利用
令和9年4月～

新たに就労継続支援A型を利用する意向がある者及び
就労移行支援における標準利用期間を超えて利用する意向のある者は、
原則として就労選択支援を利用

実施主体

- ①就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものの事業者。
- ②その他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有すると都道府県知事が認める事業者。



実施主体

②その他のこれらと同等の～とは・・・

- ・ 障害者就業・生活支援センター事業の受託法人、
自治体設置の就労支援センター又は障害者能力開発助成金による
障害者能力開発訓練事業を行う機関であって、要件①を満たすもの
- ・ 同一市区町村内に就労選択支援事業所が存在しない場合には、
就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者で
あって、過去１０年間の連続する３年間に３人以上の利用者が新たに
通常の事業所に雇用されたもの

人員配置

- 管理者

- 就労選択支援員 1 5 : 1 以上（原則、専従）

- ・就労選択支援員は、就労選択支援員養成研修の修了を要件とする。

※令和9年度末までは、基礎的研修又は基礎的研修と同等以上の研修の修了者を就労選択支援員とみなす

- ・就労選択支援は短時間のサービスであることから、個別支援計画の作成は不要とし、サービス管理責任者の配置は求めない

設備基準

- 訓練・作業室

訓練又は作業に支障のない広さを有し、必要な器具等を備えること

- 相談室

間仕切り等を設けること

- 洗面所・便所

利用者の特性に応じたものであること

- 多目的室その他運営に必要な設備



報酬算定①

- ①短期間の生産活動等を通じて、就労に関する適性等の評価や意向等整理
(アセスメント)
 - ②アセスメント結果の作成に当たって、利用者及び関係機関等を招集して
多機関連携によるケース会議を開催
 - ③アセスメント結果を作成し、利用者等へ情報提供
 - ④利用者への適切な支援に向け、必要に応じて事業所など関係機関との
連絡調整
- ※①～④のうち未実施の事項がある場合は、報酬算定の対象とならない

報酬算定②

- ・ 報酬算定の対象となるのは、就労選択支援として利用者に対して、直接支援を行った場合とする。
 - ※ 関係機関との連絡調整等のみ行うなど、利用者の参加を伴わない場合は算定対象外
- ・ 事業内容のうち①アセスメントについては、作業やコミュニケーション等に関する行動観察が極めて重要であることから、対面での実施を基本とする。
 - ②多機関連携によるケース会議や③利用者等へのアセスメント結果の提供、④事業者等との連絡調整については、対面での実施が難しい場合等、必要に応じてテレビ電話装置等を活用した支援（オンラインによる支援）も可。

特定相談支援事業所との連携①

●就労選択支援事業所の役割

- ・ アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び市町村、特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求める
- ・ 就労系サービス事業者は、利用者に対し、計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行う

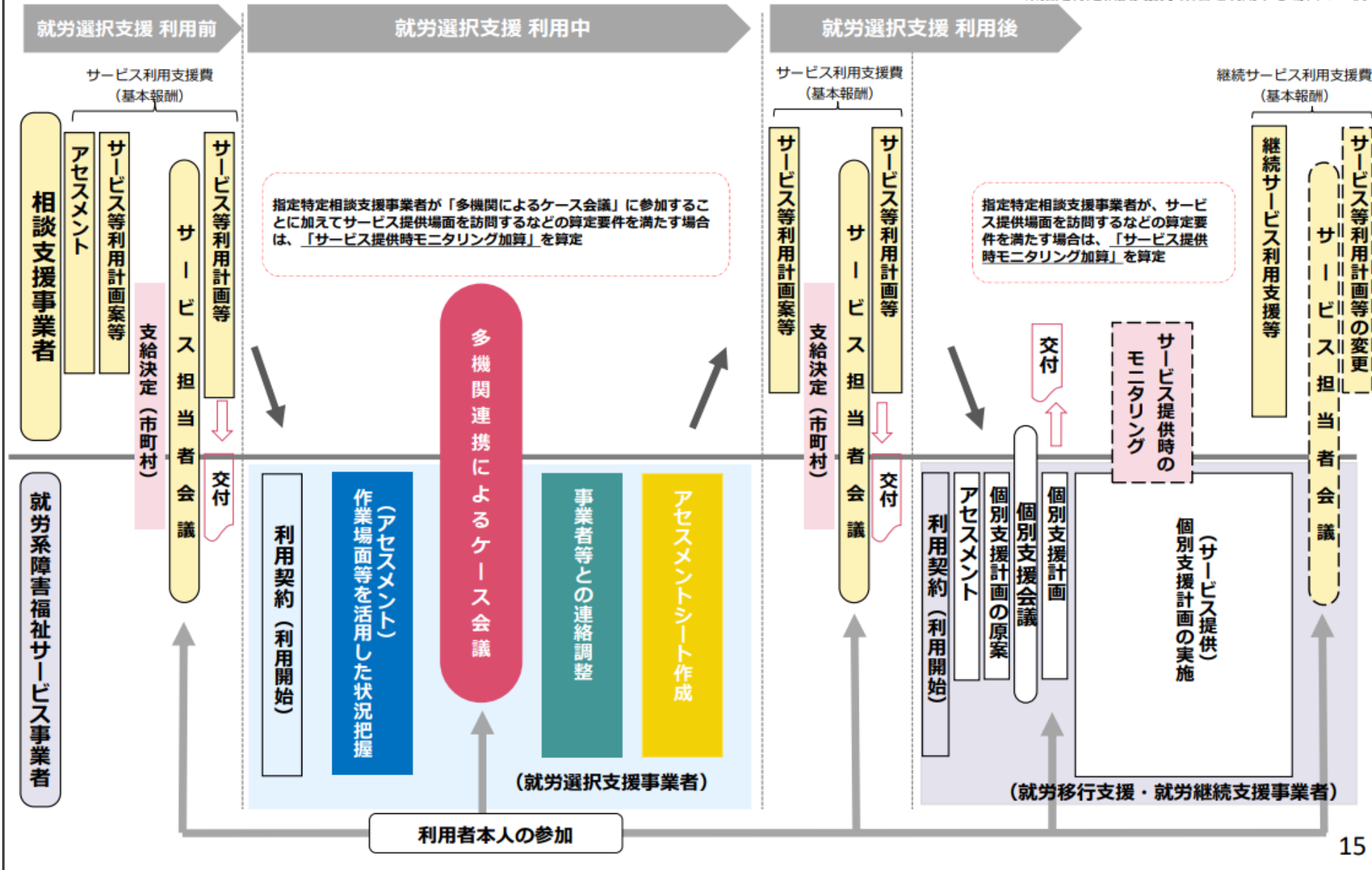
特定相談支援事業所との連携②

●特定相談支援事業所の役割

- ・ 相談支援専門員は、利用者が就労移行支援又は就労継続支援を利用している場合であって、モニタリングの結果等を踏まえて就労選択支援の利用が必要と認められるときは、就労移行支援事業所又は就労継続支援事業所と連携し、就労選択支援に関する情報の提供その他必要な援助を行う
- ・ 相談支援専門員は、利用者が就労選択支援を利用している場合には、就労選択支援における評価及び整理の結果等を踏まえてサービス等利用計画の見直しを行うとともに、就労選択支援事業者と連携し、必要な情報の提供及び助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行わなければならない

指定特定相談支援事業者（計画作成担当）と就労選択支援事業者の関係

※指定特定相談支援事業者を利用する場合の一例



特別支援学校等における取扱い

- ・ 令和7年10月以降、新たに就労継続支援B型を利用する場合は、就労継続支援B型の利用支援前に、原則として就労選択支援を利用することとなるため、特別支援学校等の卒業後に就労継続支援B型を利用する意向がある場合は、在学中に就労選択支援を受ける必要がある
- ・ 特別支援学校高等部の3年生以外の各学年での実施、また在学中に複数回実施、加えて職場実習のタイミングでの就労選択支援も実施可能とする
(特別支援学校等の生徒が就労選択支援事業所に通所する場合、長期休業期間中のほか、授業日に通所する場合も想定される)

- 卒業後の進路選択を考える上で、アセスメントした情報を活用できるように、3年生以外の各学年でも利用が可能
- 必要に応じて、在学中に複数回利用することも可能
- 従来の職場実習・施設実習を、就労選択支援のアセスメント場面に活用することも可能

特別支援学校高等部における年間スケジュール（例）

※矢印（⇔）期間内のいずれでも実施可能とし、状況等に応じた柔軟な実施ができる



学年	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1年	入学		保護者面談	職業ガイダンス						保護者面談		
2年				保護者面談					保護者面談			
3年				保護者面談					保護者面談			卒業

他サービスとの同日利用①

原則：報酬が重複しない利用形態であるならば、市町村がその必要性について適切に判断し、特に必要と認める場合は併給を妨げない

例① 放課後等デイサービスとの同日利用

満18歳未満の障害児が、特別支援学校に出席する代わりに就労選択支援を利用し、夕方に放課後等デイサービスを利用する。

⇒就労選択支援では、卒業後の就労に向け、専門的なアセスメントを行う

放課後等デイサービスでは、生活能力の向上のための支援を行う

支援内容・報酬に重なりがないため、同日に併給できる

他サービスとの同日利用②

例② 障害児入所施設との同日利用

障害児入所施設の入所児童が、特別支援学校に出席する代わりに就労選択支援を利用する。

⇒就労選択支援では、卒業後の就労に向け、専門的なアセスメントを行う

障害児入所施設では、保護や日常生活における基本的な動作や知識技能を習得する
支援内容・報酬に重なりがないため、同日に併給できる

※日中活動サービスにおいては、就労移行支援体制加算が算定できる等、就労に向けた支援が
想定されているため、同日の併給はできない

中立性の確保

- ・ 正当な理由なく、就労選択支援事業所において実施したアセスメントの結果を踏まえて利用者が利用した指定就労移行支援、指定就労継続支援A型又は就労継続支援B型のそれぞれの提供総数のうち、同一の事業者によって提供されたものの占める割合が100分の80を超えている場合には、200単位を所定単位数から減算
- ・ 本人へ提供する情報に誤りや偏りがないように多機関連携会議を開催



ご静聴ありがとうございました。

